

事 務 連 絡
平成28年4月22日

関係県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室

地震被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて

平成28年熊本地震により発生した災害廃棄物の中には、廃石綿やPCB廃棄物、感染性廃棄物等、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物が混入しているおそれがあり、当該廃棄物の適正な処理が必要とされる所です。

このため、別紙「災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて」の内容について、地震被災地域への周知徹底が図られるよう御願いたします。

なお、本事務連絡は、地震被災地域に係る関係県等に加えて、その近隣県等にも参考として情報提供している旨申し添えます。

別紙 災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて

(連絡先)

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室

担当：渡辺、齋藤、鎗谷

TEL：03-5501-3157（直通）

E-mail：hairi_tekisei@env.go.jp

災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて

災害廃棄物の中には、感染性廃棄物が混入している場合がある。感染性廃棄物は他の廃棄物と分けて、特別な管理が必要となるので分別する必要がある。

(収集について)

- 「感染性廃棄物」等と記されている容器、又は、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する。(容器を破損しないような方法で収集・運搬する。)
- 注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いについては、手などを傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバック等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。



バイオハザードマーク



感染性廃棄物の容器の例

※ 感染性廃棄物を収納した容器には、関係者が識別できるよう、感染性廃棄物であることを明記することとなっていますが、必ずしもバイオハザードマークが付いているとは限りません。

(保管について)

- 保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。
- 屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う(底面を含む)など、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。
- 他の廃棄物などが混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。
- 感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理する必要があるため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。